

雨水の利用の推進に関する法律の概要

近年の気候の変動等



「水資源の循環の適正化」が課題



「雨水の利用」



★ 「雨水の利用」とは: 雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用すること

※ 消火のための使用その他災害時における使用に備えての確保を含む

※ 水道・農業用用水路・工業用水道の原水としての使用は除く

★ 「雨水の利用」に向けて...

■ 責務

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者、国民各々について定める

■ 法制上の措置等

政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じる

■ 基本方針等の策定

○国(基本方針):

- ①雨水の利用の推進の意義
- ②雨水の利用の方法に関する基本的事項
- ③健康への悪影響の防止等の配慮事項
- ④施策に関する基本的事項 等

○都道府県(都道府県方針):

- ①区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法に関する基本的事項
- ②区域内の施策に関する基本的事項 等

○市町村(市町村計画):

- ①区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法
- ②区域内の施策の実施に関する事項 等

■ 各種施策

○国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標設定

①国・独立行政法人等の目標
＝閣議決定

②地方公共団体・地方独立行政法人の目標〔努力義務・①に準じて設定〕

○広報活動等を通じての普及啓発

○調査研究の推進等及び技術者等の育成

○特に雨水の利用を推進すべき建築物についての税制上・金融上の措置等

○地方公共団体による助成
(雨水貯留施設の新設・不要浄化槽の当該施設への転用等について)

★ これらを定めることにより「雨水の利用」を推進

水資源の有効な利用

＋下水道・河川等への雨水の集中的な流出の抑制

